## 特集にあたって

『外国の立法』においては、東日本大震災が発生した 2011 年 3 月の前年 6 月、「原子力の利用と安全性」をテーマとした特集を組んだ(244 号)。当時は、化石燃料使用の影響による気候変動・地球温暖化の危機が叫ばれ、その対策として、再生可能エネルギーに移行することが求められる一方、脱原発の方向にあった国々は過渡的にも原子力発電への回帰傾向を見せ、また、原子力の新規導入を図る国々も増加しつつあった。しかし、依然として原子力施設の安全性に関しては疑問の声も大きく、通常運転における放射性物質の環境への放出問題を含め、特に、使用済燃料をはじめとする放射性廃棄物の管理の問題、想定を超える規模の地震発生への危惧、増殖炉や再処理工場における事故や故障の多発、さらに核拡散の危険性などが指摘されていた。このような状況を背景に、前記特集号では、いかなる法制度によって原子力利用の安全性を担保することが可能となるのかということを主要なテーマとした。

残念ながら、危惧が現実となり、大地震及びこれに起因する大津波により東京電力福島第1原子力発電所で生じた事故及びこれによる広範囲な放射能汚染は、日本国内のみならず全世界を震撼させ、原子力災害の影響の甚大さと原子力利用に関する安全性の検証の重要さを再認識させることとなった。

『外国の立法』では、この震災後1年を迎えた2012年3月に、こうした国家の緊急事態の中で、特に大規模な自然災害を中心とした「大規模災害対策法制」に焦点を当てて特集を組んだ(251号)が、原子力利用に関する諸問題への対応及びエネルギーの安定的確保は、依然として喫緊の課題である。そこで、本号においても、原子力及び再生可能エネルギーをめぐる新しい動き等の記事を補足的に編んで特集とすることとした。原子力関係では、韓国における新しい原子力安全委員会の設置、並びにEU、ロシア及び中国における放射性廃棄物管理の法規について紹介し、エネルギー関係では、ドイツの2012年再生可能エネルギー法について紹介する。

今後も、必要に応じてこれらの課題に目を配り、各国の最新情報を紹介したいと考えている次第である。

平成24年6月

専門調査員 海外立法情報調査室主任

植月 献二